

議案第34号

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、公文書の管理に関する規定の一部を削除するため、所要の改正をしようとするものである。